

# 島根県における「外国人雇用状況」の 届出状況まとめ（平成 26 年 10 月末現在）

## I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者\*である。なお、数値は平成 26 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

※ 特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

## II 届出状況のまとめ

### 1 県内の外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

(1) 平成 26 年 10 月末現在、外国人労働者数は 2,441 人であり、外国人労働者を雇用している事業所数は 453 か所であった。これは平成 25 年 10 月末現在の 2,275 人、436 か所に対し、それぞれ 166 人(7.3%)、17 か所(3.9%)の増加となった。

外国人を雇用している事業所数、及び外国人労働者数ともに平成 19 年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値となった。

外国人労働者が増加した要因として、雇用情勢が改善傾向で推移している中で、労働者派遣・請負事業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」で 131 人(23.8%)増加したことがあげられる。また、外国人労働者を雇用した場合の届出制度の浸透が進んでいることが考えられる。

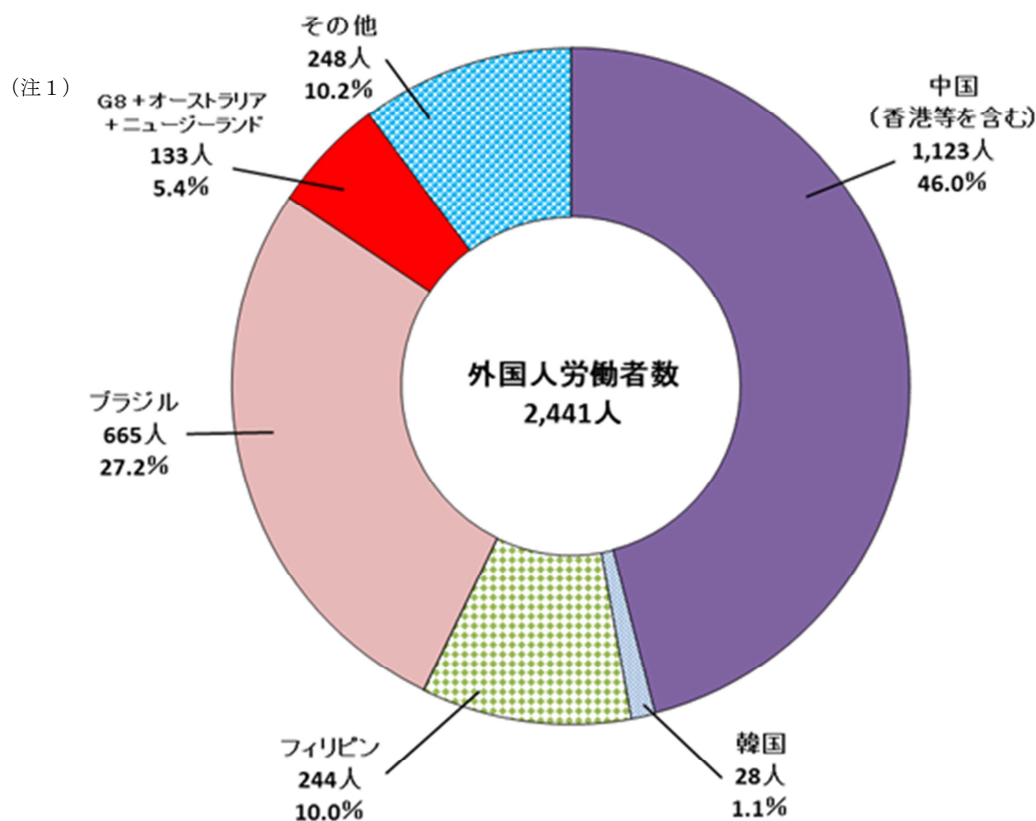
(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 40 か所、当該事業所で就労する外国人労働者は 754 人であり、それぞれ事業所全体の 8.8%、外国人労働者全体の 30.9%を占めている。

これは、平成 25 年 10 月末現在の 41 か所、637 人に対し、1 か所(2.4%)の減少、117 人(18.4%)の増加となっている。

## 2 外国人労働者の属性

- (1) 国籍別にみると中国が最も多く 1,123 人で、外国人労働者全体の 46.0% を占める。次いでブラジル 665 人 (同 27.2%)、フィリピン 244 人 (同 10.0%) の順となっている。【図 1、別表 1】

図1 国籍別外国人労働者の割合

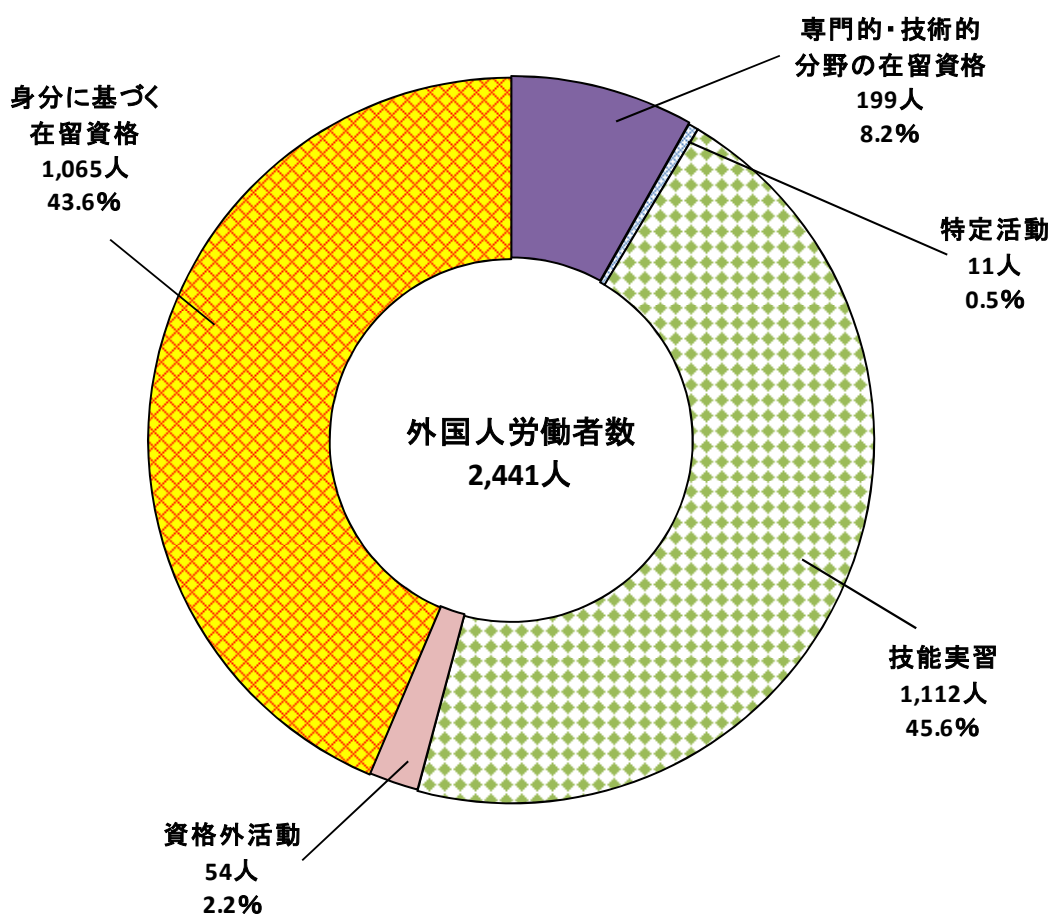


- (2) 在留資格別にみると、「技能実習」が 1,112 人 (45.6%) を占め、次いで、「身分に基づく在留資格」(注2) が 1,065 人 (43.6%)、「専門的・技術的分野の在留資格」が 199 人 (8.2%) となっている。【図 2、別表 1】

(注1) G 8 等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

(注2) 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

図2 在留資格別外国人労働者の割合



(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国は「技能実習」が 900 人 (80.1%)、「身分に基づく在留資格」が 128 人 (11.4%) となっている。

ブラジルは「身分に基づく在留資格」が 662 人 (99.5%) を占めており、その中で、「定住者」の割合が最も高く 352 人 (52.9%)、次いで日本人の配偶者等 170 人 (25.6%) となっている。

フィリピンは「身分に基づく在留資格」が 199 人 (81.6%) であり、うち「永住者」が 124 人 (50.8%) を占める。

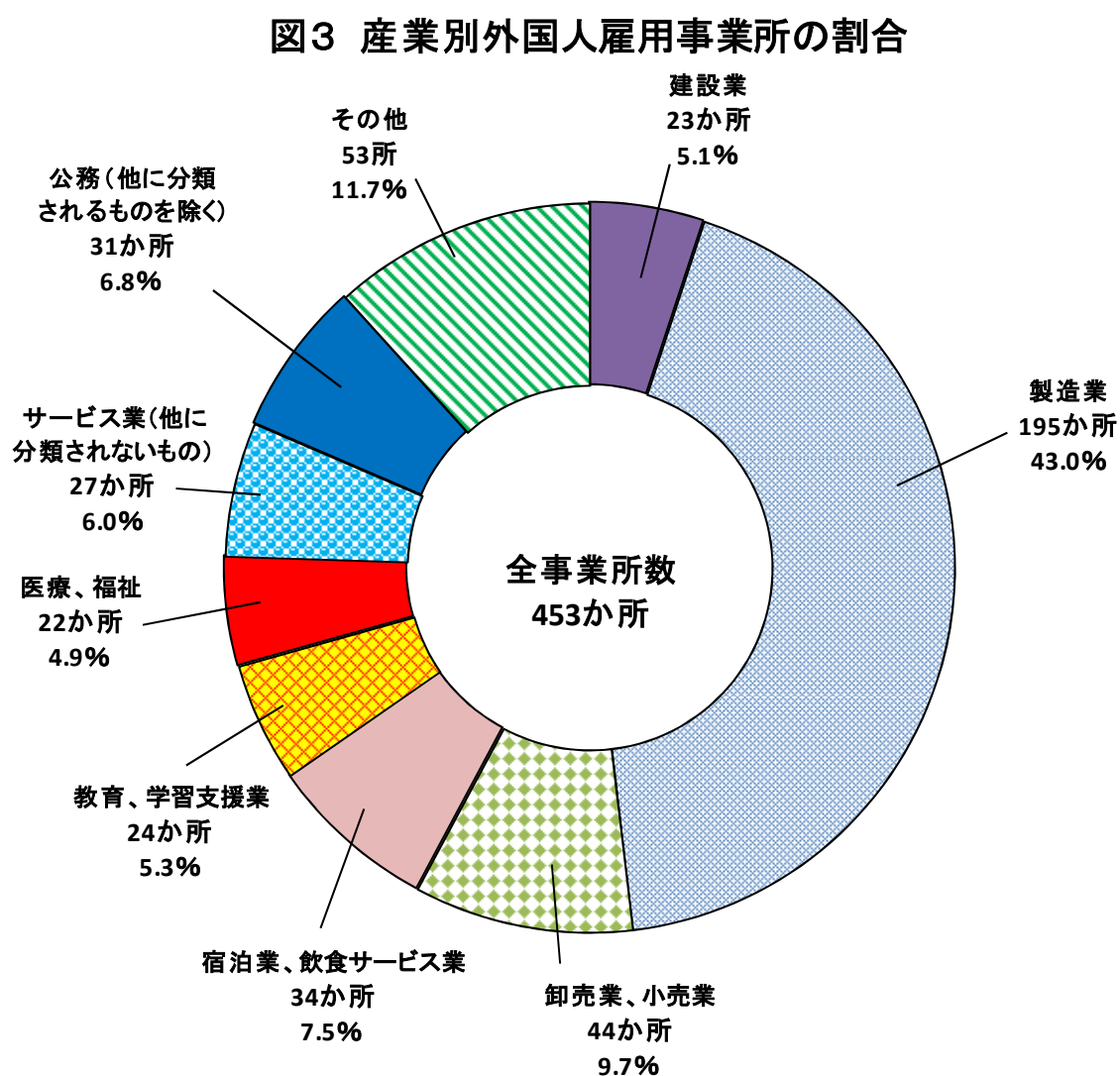
G 8 等は「専門的・技術的分野の在留資格」が 110 人 (82.7%) を占めている。

【別表 2】

### 3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 事業所割合を産業別にみると、「製造業」が 195 か所 (43.0%) を占め、次いで「卸売業、小売業」が 44 か所 (9.7%)、「宿泊業、飲食サービス業」が 34 か所 (7.5%) となっている。【図3、別表3】

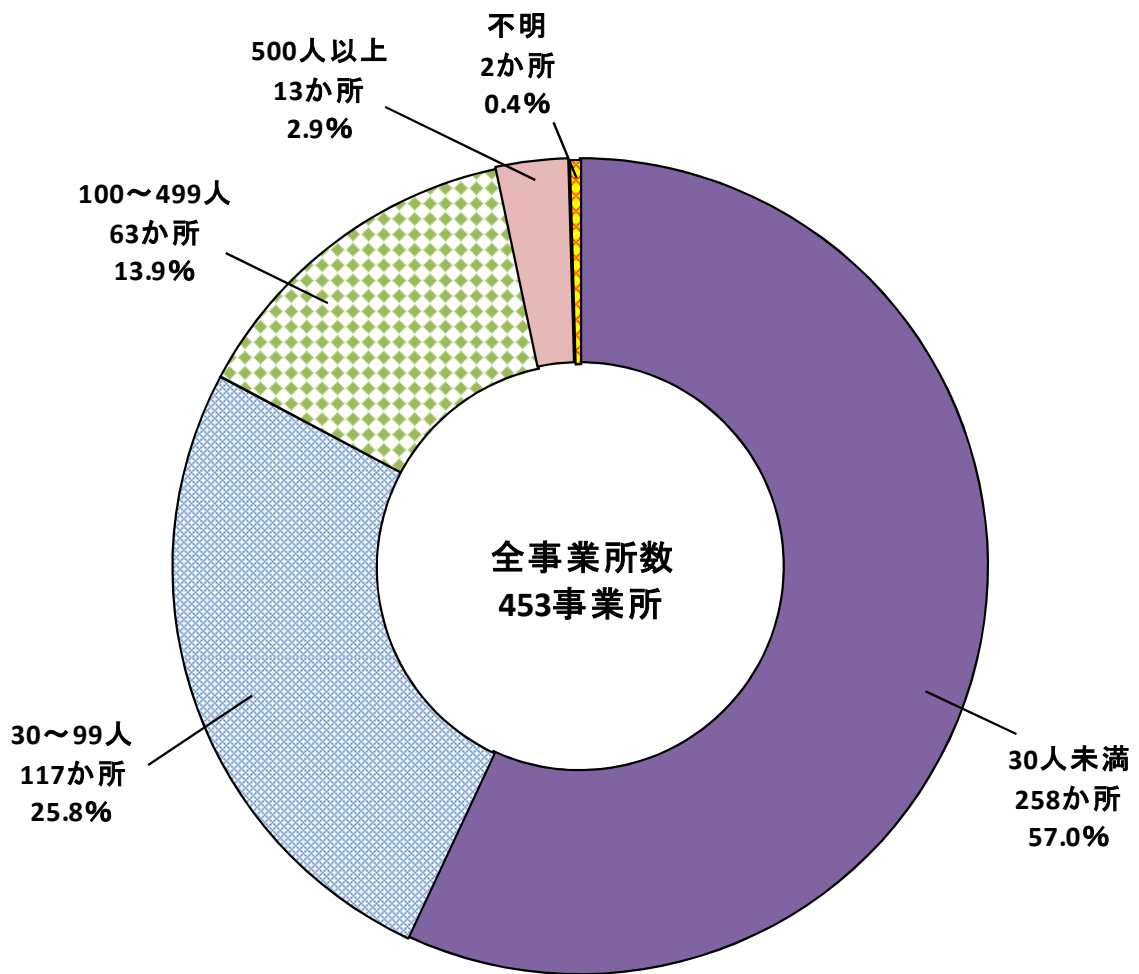
製造業の事業所の占める割合は前年比で減少している一方、卸売業、小売業は増加している。【別表1】



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、258か所(57.0%)となっていて、前年比で16か所(6.6%)の増加となっている。

【図4、別表6】

図4 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



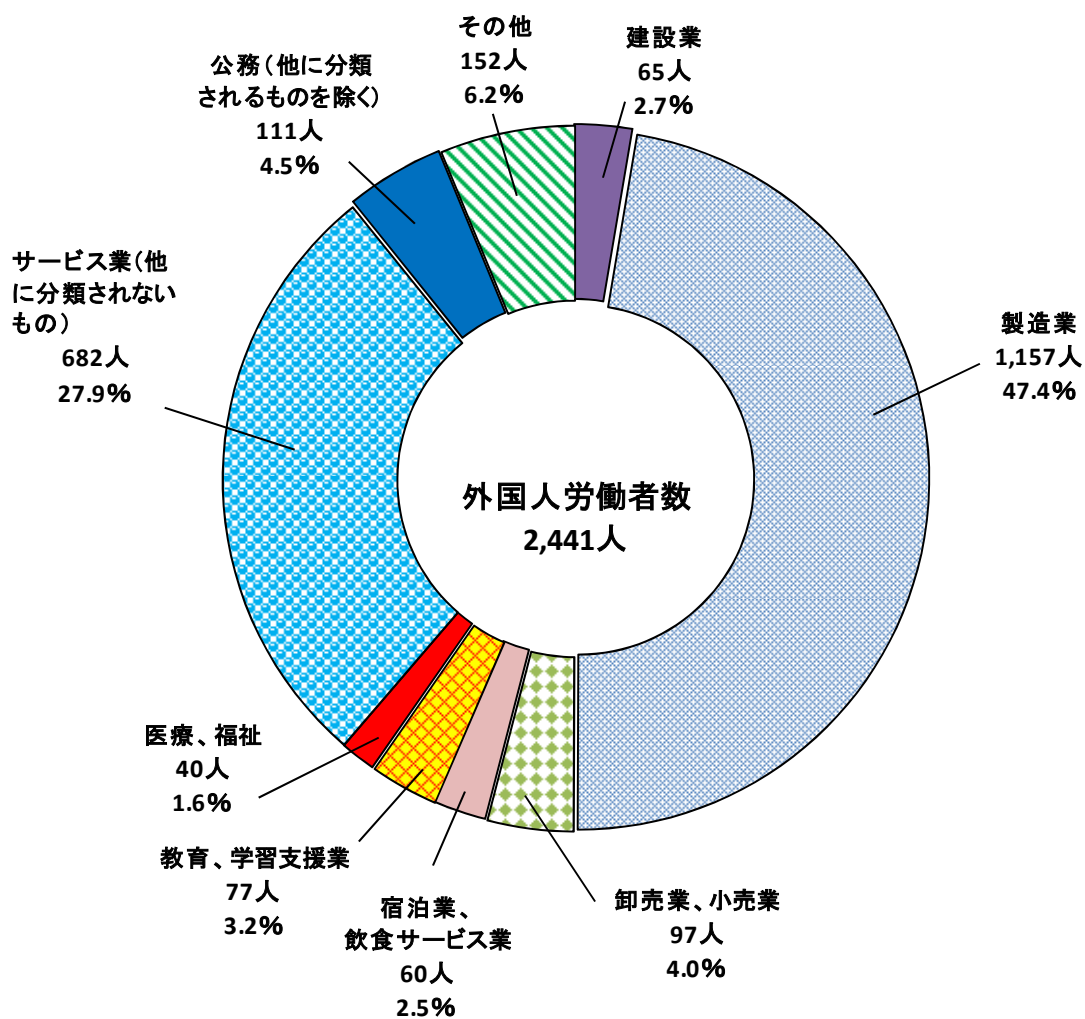
#### 4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 労働者割合を産業別にみると、「製造業」が1,157人(47.4%)を占め、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が682人(27.9%)となっている。【図5、別表3】

(2) 産業別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の4.8%にあたる56人、労働者派遣・請負事業を含む「サービス業(他に分類されないもの)」では、同95.9%にあたる654人となっている。【別表3】

「製造業」の中でも、「食料品製造業」において労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く44人(15.4%)となっている。【別表3】

図5 産業別外国人労働者の割合



(3) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「教育、学習支援業」が46人(23.1%)、「製造業」が18人(9.0%)となっている。「技能実習」については、「製造業」が916人(82.4%)を占めている。「身分に基づく在留資格」については、「サービス業(他に分類されないもの)」が660人(62.0%)、「製造業」が217人(20.4%)となっている。【別表4】

さらに、国籍別・産業別にみると、中国、フィリピンについては、「製造業」がそれぞれ871人(77.6%)、129人(52.9%)と最も高い割合を占める。G8等については、「教育、学習支援業」が37人(27.8%)と最も高い割合を占めている。国籍別に派遣・請負の構成比をみると、ブラジルが派遣・請負の構成比が高く628人(94.4%)と労働者の多数を占めている。【別表5】

(4) 事業所規模別にみると、「30人未満事業所」が最も多く、外国人労働者全体の1,082人(44.3%)を占めている。

【図6、別表6】

図6 事業所規模別外国人労働者の割合

